

## 特別養護老人ホーム 気生苑 利用料金（ユニット型個室）

【2024年8月1日 現在】

（ 単位:円 ）

要介護度		要介護1			要介護2			要介護3			要介護4			要介護5			
介護保険負担割合		1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	
サービス費自己負担(月額)		670	1,340	2,010	740	1,480	2,220	815	1,630	2,445	886	1,772	2,658	955	1,910	2,865	
※ 加算 一 覧 ( 日 額 )	看護体制加算Ⅰ	4	8	12	4	8	12	4	8	12	4	8	12	4	8	12	
	看護体制加算Ⅱ	8	16	24	8	16	24	8	16	24	8	16	24	8	16	24	
	夜勤職員配置加算Ⅳ	21	42	63	21	42	63	21	42	63	21	42	63	21	42	63	
	日常生活継続支援加算	46	92	138	46	92	138	46	92	138	46	92	138	46	92	138	
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	24	36	12	24	36	12	24	36	12	24	36	12	24	36	
個別機能訓練加算(Ⅱ)(月額)		20	40	60	20	40	60	20	40	60	20	40	60	20	40	60	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)		10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)		5	10	15	5	10	15	5	10	15	5	10	15	5	10	15	
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)11.3%(月額)		2,584	5,167	7,751	2,821	5,642	8,463	3,075	6,151	9,226	3,316	6,632	9,948	3,550	7,100	10,650	
預り金管理料(月額)		80			80			80			80			80			
おやつ代(月額)		100			100			100			100			100			
居住費(月額)		2,066			2,066			2,066			2,066			2,066			
食費(月額)		1,500			1,500			1,500			1,500			1,500			
自己負担合計(月額)		基準額	137,829	163,277	188,726	140,166	167,952	195,738	142,670	172,961	203,251	145,041	177,702	210,363	147,345	182,310	217,275
		第1段階	66,249	/	/	68,586	/	/	71,090	/	/	73,461	/	/	75,765	/	/
		第2段階	68,949			71,286			73,790			76,161			78,465		
		第3段階(1)	91,449			93,786			96,290			98,661			100,965		
		第3段階(2)	112,749			115,086			117,590			119,961			122,265		

※この他、ご本人の状態に応じて加算される項目もあります。

※加算一覧については、制度改革や施設の職員体制により変動する場合があります。

### 【特定入所者介護サービス費】

(このサービスを受ける場合には申請が必要となり、利用時に介護保険負担限度額認定証を提示して頂きます。)

	滞在費(個室)	食費	判定基準
基準費用額	2,066	1,500	以下の判定基準いずれにも該当されない方
第1段階	880	300	生活保護を受給されている方など
第2段階	880	390	①市民税非課税世帯で、合計所得金額+年金収入額(遺族年金、障害年金等を含む)が80万円以下の方 ②預貯金額(65歳以上の方)単身の場合650万円以下、夫婦の場合1,650万円以下の方 預貯金額(第2号被保険者)単身の場合1,000万円以下、夫婦の場合2,000万円以下の方
第3段階(1)	1,370	650	①市民税非課税世帯で、合計所得金額+年金収入額(遺族年金、障害年金等を含む)が80万円~120万円以下の方 ②預貯金額(65歳以上の方)単身の場合550万円以下、夫婦の場合1,550万円以下の方 預貯金額(第2号被保険者)単身の場合1,000万円以下、夫婦の場合2,000万円以下の方
第3段階(2)	1,370	1,360	①市民税非課税世帯で、合計所得金額+年金収入額(遺族年金、障害年金等を含む)が120万円を超える方 ②預貯金額(65歳以上の方)単身の場合500万円以下、夫婦の場合1,500万円以下の方 預貯金額(第2号被保険者)単身の場合1,000万円以下、夫婦の場合2,000万円以下の方